

平成24年度

第6回 碩田中学校区適正配置地域協議会

日時：平成25年3月4日（月）

18：30～20：30

場所：大分文化会館 第2小ホール

－ 会議次第 －

開会のことば

会長あいさつ

議事

1 今後の協議日程等について

2 新設校の位置について

3 その他

閉会のことば

## 議事

### 1 今後の協議日程等について

(1) 協議スケジュール(案)について(P2)

(2) 配付資料・視察等について(P2)

### 2 新設校の位置について

(1) 事務局が提示する資料について(P3~19)

(2) 協議事項について(P20)

### 3 その他

#### (1) 今後の日程について

○第7回地域協議会の開催について

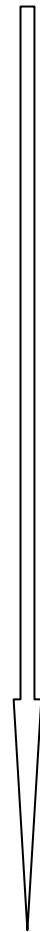
4/16(火) 18:30~20:30 大分文化会館 第2小ホール

○第8回地域協議会の開催

5/14(火) 18:30~20:30 大分文化会館 第2小ホール

(2) その他

## 碩田中学校区適正配置地域協議会の協議スケジュール（案）について

開催期日	協議事項	配付資料・視察等
第4回 H24.12/20(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会規約について</li> <li>・ 今後の協議事項について</li> </ul>	
第5回 H25. 2/ 5(火)	今後の協議日程等について	1月 ・ 大分市立賀来小中学校視察
第6回 3/ 4(月)	<p>新校舎の位置について</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中一貫教育について</li> <li>・ 地震、津波対策等の防災について</li> <li>・ 児童生徒の通学環境について</li> <li>・ 校舎の機能について</li> <li>・ 地域コミュニティの形成について</li> </ul> <p>* 実施時期について（確認事項）</p>	2月 ・ 福岡市立照葉小中学校視察
第7回 4/16(火)		3月 ・ 各小中学校の面積等の資料
第8回 5/14(火)		4月 ・ 本市ハザードマップ等の資料
第9回 6/25(火)		5月 ・ 児童生徒数資料 ・ 各小中学校の通学路資料
第10回 7/30(火)		・ 小中学校施設事例集の資料
第11回 9/2(月)		
第12回 10/1(火)		
第13回 10月下旬		
第14回 11月下旬		○協議の取りまとめについて
第15回 12月下旬		

<平成 24 年 10 月 23 日 第 2 回（仮称）碩田中学校区適正配置地域協議会資料更新>

資料の数値：平成 24 年 5 月 1 日調査を基準に作成（学級数は通常の学級数のみ掲載）

1 碩田中学校区の具体的状況について

(1) 現状

学 校 名		荷 揚 町 小		中 島 小		住 吉 小		碩 田 中	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数
学 年	1 年	31	1	52	2	31	1	116	4
	2 年	35	1	43	2	30	1	127	4
	3 年	39	1	53	2	32	1	124	3
	4 年	43	2	45	2	34	1		
	5 年	28	1	58	2	34	1		
	6 年	33	1	48	2	33	1		
	計	209	7	299	12	194	6	367	11
教 員 数		14		26		13		32	
施 設	普通教室	20		25		18		31	
	プール								
設 置 年		明治 5 年		大正 13 年		昭和 32 年		昭和 22 年	
最長通学距離 (k m)		高砂町		浜町北		豊海 5 丁目		高砂町	
		1.1		1.7		1.3		2.1	
校舎建築年数		本校舎：56 年		西校舎：46 年		南校舎：55 年		南校舎：40 年	
		—		東校舎：35 年		北校舎：42 年		中校舎：39 年	
		—		—		—		北校舎：26 年	
敷 地	校地	7,375 m <sup>2</sup>		11,862 m <sup>2</sup>		15,386 m <sup>2</sup>		21,913 m <sup>2</sup>	
	運動場	(3,778 m <sup>2</sup> )		(7,249 m <sup>2</sup> )		(8,956 m <sup>2</sup> )		(10,806 m <sup>2</sup> )	
建 物	校舎	3,637 m <sup>2</sup>		3,696 m <sup>2</sup>		2,832 m <sup>2</sup>		5,583 m <sup>2</sup>	
	体育館	1,200 m <sup>2</sup>		886 m <sup>2</sup>		886 m <sup>2</sup>		1,209 m <sup>2</sup>	

(2) 児童生徒数、学級数の将来推計

学 校 名		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
荷揚町小	児童数	209	217	230	227	252	275	290
	学級数	7	8	9	9	11	11	11
中島小	児童数	299	300	310	316	334	348	349
	学級数	12	12	13	13	13	13	12
住吉小	児童数	194	204	213	215	223	238	258
	学級数	6	7	8	9	9	10	10
碩田中	生徒数	367	361	355	361	371	359	351
	学級数	11	11	10	11	12	12	11

(3) 関連する資料

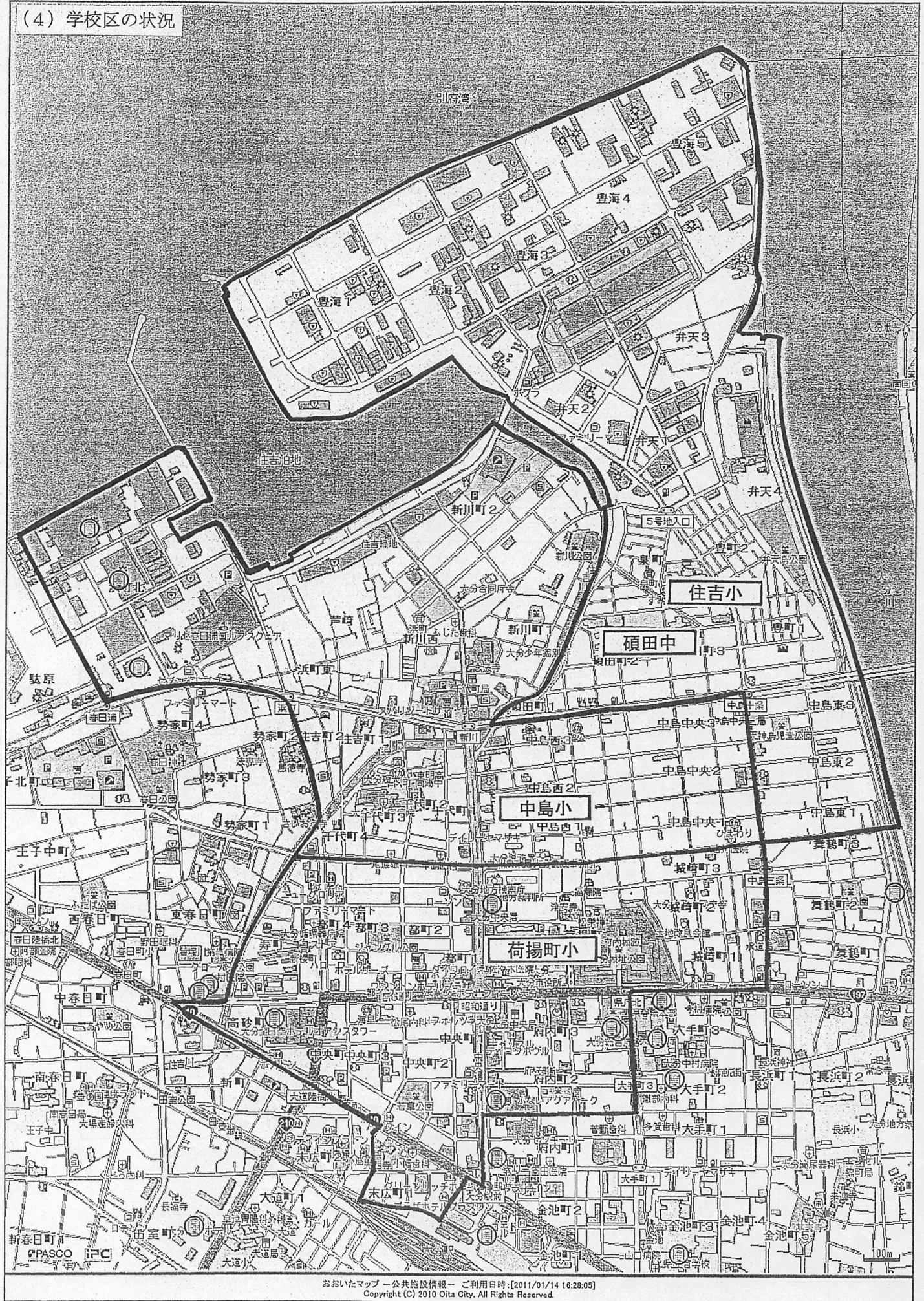
3小学校を統合した場合の児童推計

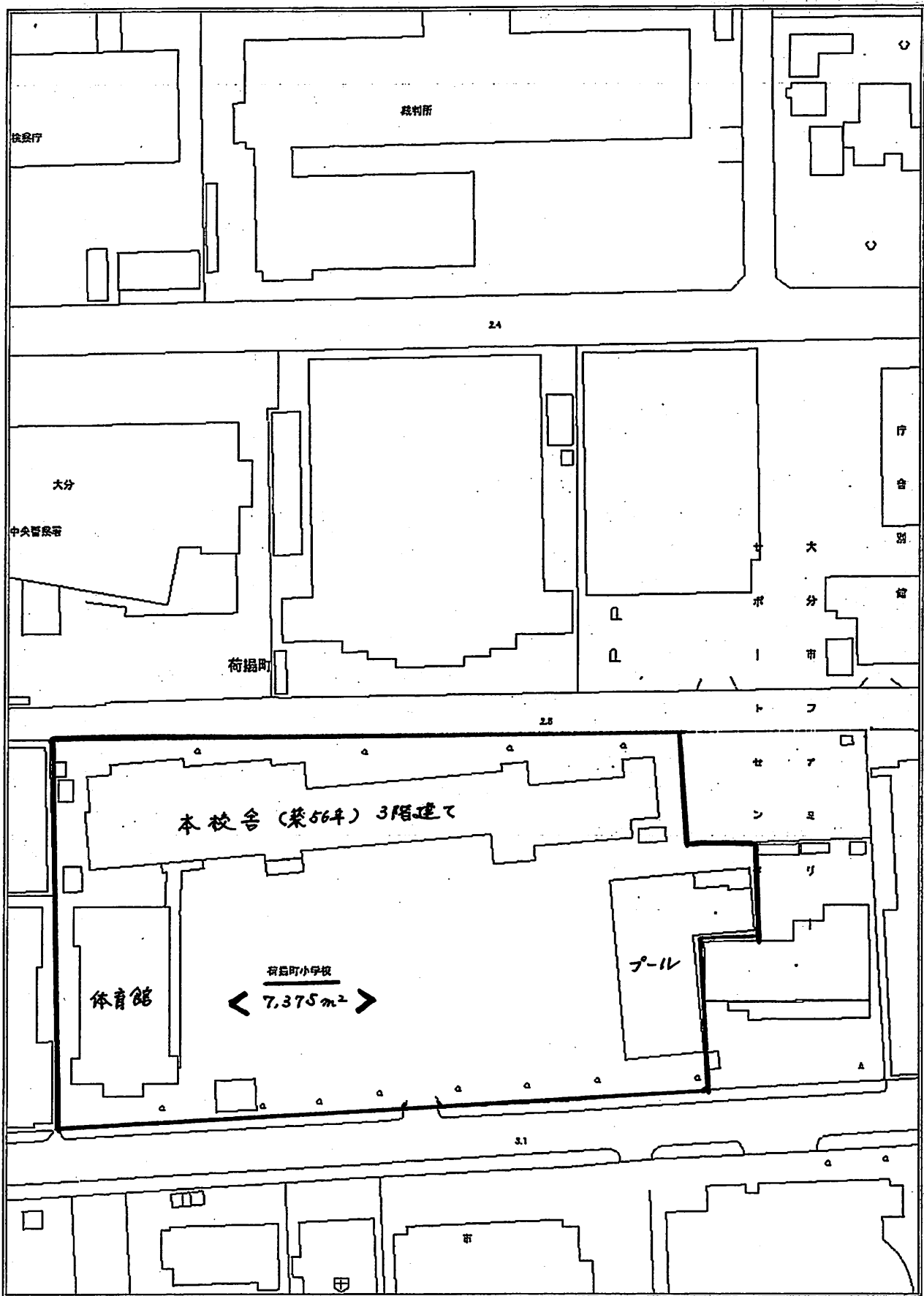
学 校 名		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
荷揚町小	児童数	209	217	230	227	252	275	290
	学級数	7	8	9	9	11	11	11
中島小	児童数	299	300	310	316	334	348	349
	学級数	12	12	13	13	13	13	12
住吉小	児童数	194	204	213	215	223	238	258
	学級数	6	7	8	9	9	10	10
統合	児童数	702	721	753	758	809	861	897
	学級数	21	22	24	25	25	27	28

○ 3小学校の就学予定児童数

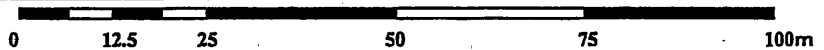
学 校 名		24 年度 (5 歳)	25 年度 (4 歳)	26 年度 (3 歳)	27 年度 (2 歳)	28 年度 (1 歳)	29 年度 (0 歳)
荷揚町小	児童数	41	41	40	64	58	46
	学級数	2	2	1	2	2	2
中島小	児童数	47	67	49	69	56	53
	学級数	2	2	2	2	2	2
住吉小	児童数	43	43	36	40	45	51
	学級数	2	2	1	1	2	2

(4) 学校区の状況

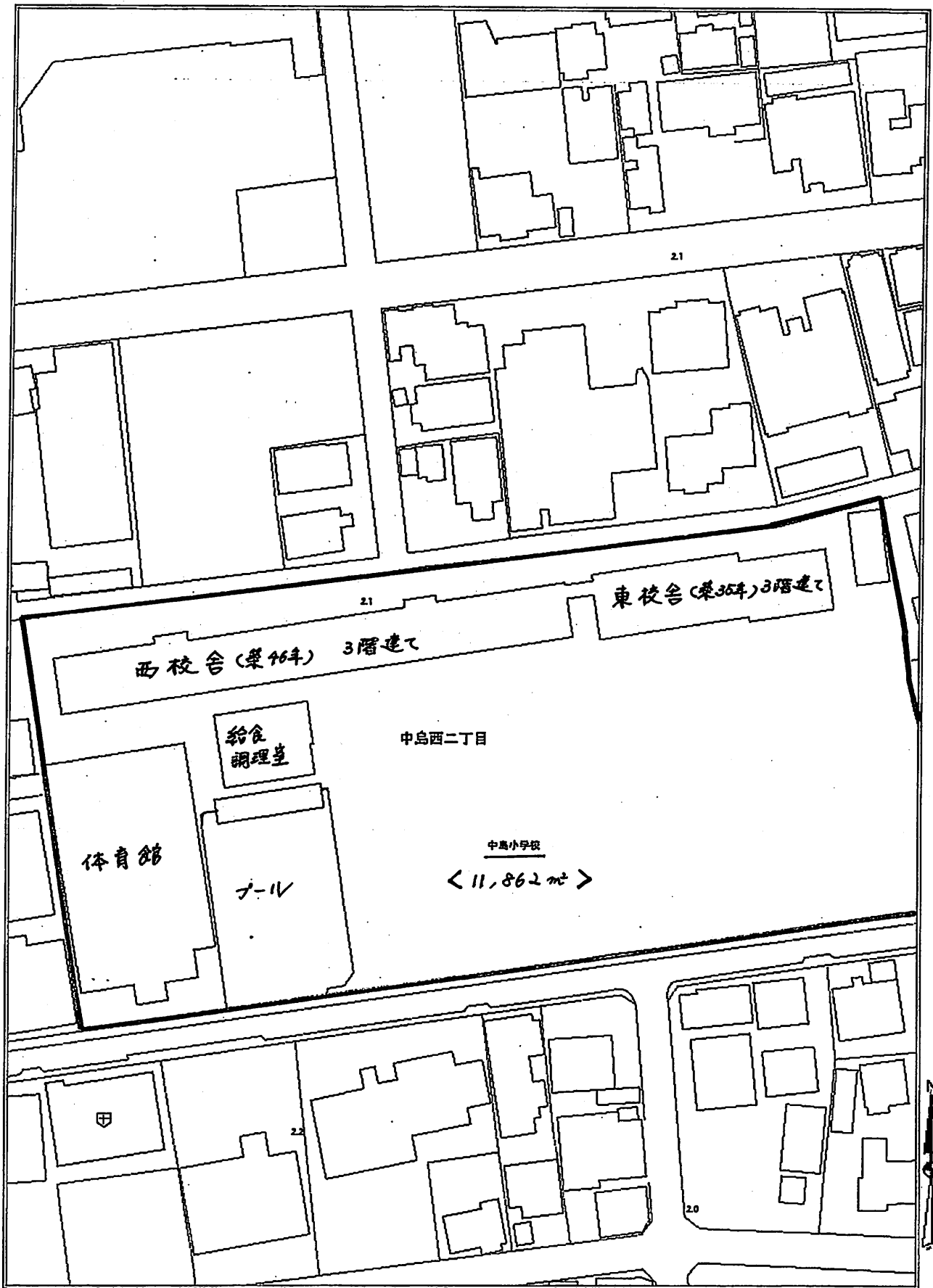




縮尺 1 : 1000



荷揚町小学校

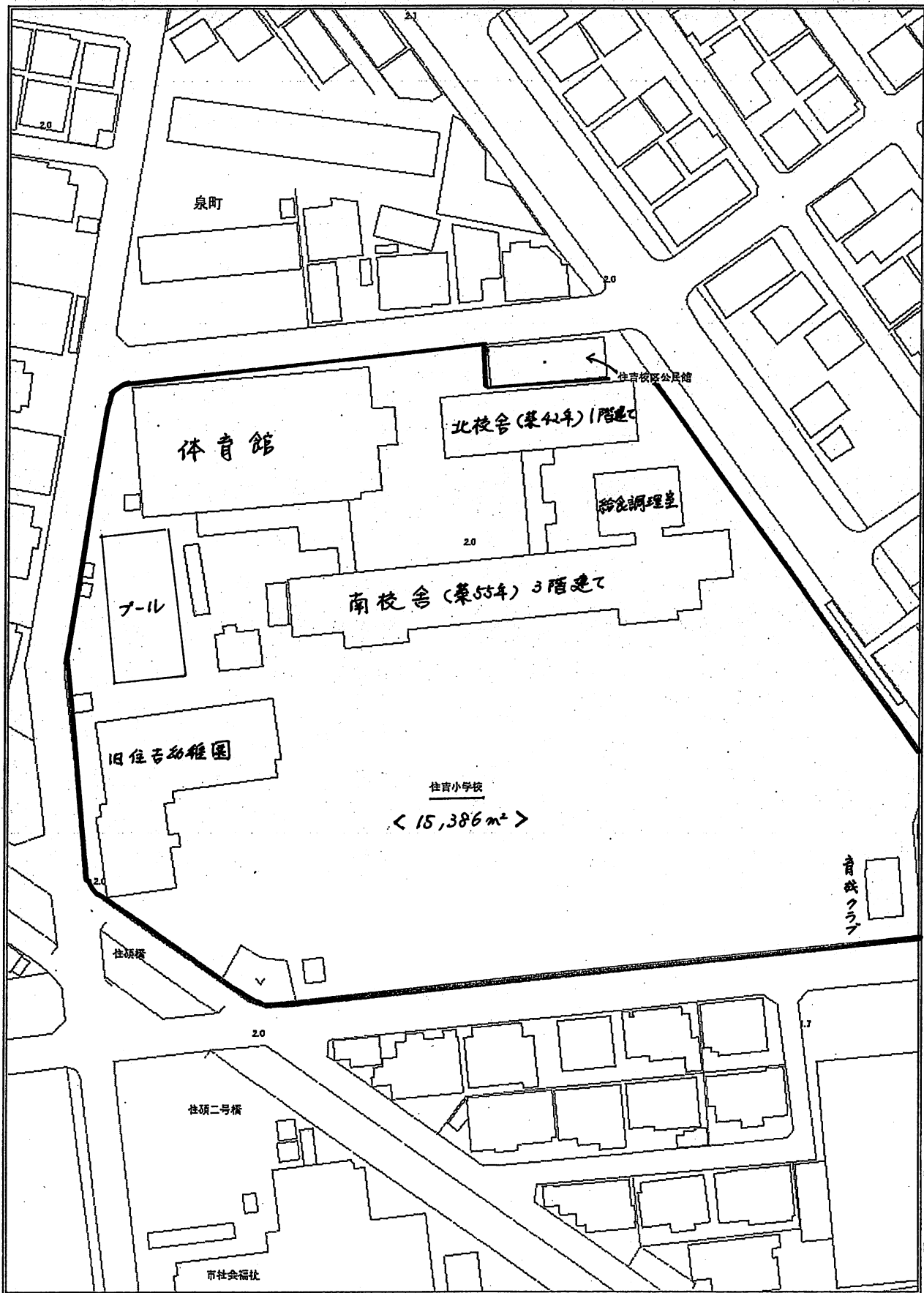


縮尺 1 : 1000



中島小学校

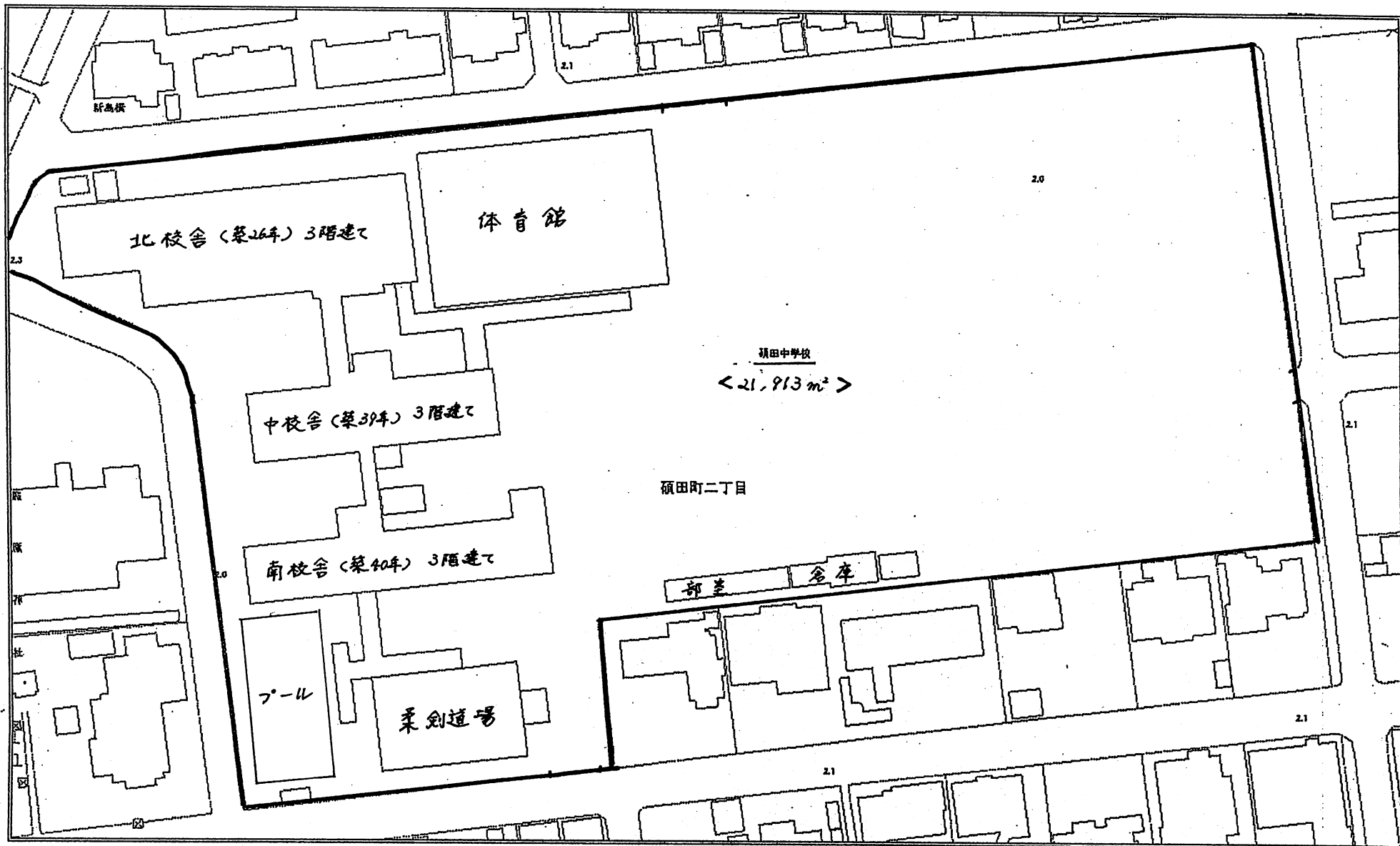




縮尺 1 : 1000

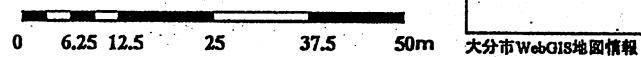


住吉小学校



-6-

縮尺 1 : 1000



大分市WebGIS地図情報

**碩田中学校**

平成24年度 各小学校の児童の最長通学距離

1 荷揚町小学校に新設校を建設した場合

	荷揚町小児童	中島小児童	住吉小児童
最長通学距離 (k m)	1. 1	1. 8	2. 4

2 中島小学校に新設校を建設した場合

	荷揚町小児童	中島小児童	住吉小児童
最長通学距離 (k m)	1. 5	1. 5	2. 0

3 住吉小学校に新設校を建設した場合

	荷揚町小児童	中島小児童	住吉小児童
最長通学距離 (k m)	2. 5	2. 2	1. 0

4 碩田中学校に新設校を建設した場合

	荷揚町小児童	中島小児童	住吉小児童
最長通学距離 (k m)	2. 2	1. 8	1. 3

平成24年度現在、在籍中の児童の居住地を基点とし、碩田中学校の通学路を参考に距離を計測

< 基点 > 荷揚町小学校 : 高砂町  
 中島小学校 : 浜町北  
 住吉小学校 : 弁天

## 新校舎の位置の検討条件等

### 1 新校舎の位置について

- 荷揚町小学校、中島小学校、住吉小学校、碩田中学校の4つの校地を候補とする。
- 近隣の用地を買収しての用地確保は困難。

### 2 建築経費について

- 校舎の建て方、津波などの防災対策、校舎の機能等によって異なる現段階では、明確な予算提示は困難である。（現在例示について検討中）

### 3 協議事項について

- 新校舎の位置を協議する際、以下の5点を総合的に勘案する。
  - ・小中一貫教育について
  - ・地震、津波対策等の防災について
  - ・児童生徒の通学環境について
  - ・校舎の機能について
  - ・地域コミュニティの形成について
- \*実施時期については、確認事項とする。
- このほかに、必要な協議事項があれば、追加することは可能と考える。

### 4 小学校、中学校の設置基準について（参照：P12～19）

文部科学省令「小学校設置基準」「中学校設置基準」による校舎及び運動場の面積は、次のとおり。

#### < 小学校設置基準 >（P12～P15）

- H29年度3小学校統合後の児童推計：861名

- 校舎の面積（ $\text{m}^2$ ）

481人以上の場合： $2,700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

$$2,700 + 3 \times (861 - 480) = 3,843 \text{ m}^2$$

- 運動場の面積（ $\text{m}^2$ ）

721人以上の場合：7,200  $\text{m}^2$

#### < 中学校設置基準 >（P16～P19）

- H29年度碩田中学校の生徒推計：359名

- 校舎の面積（ $\text{m}^2$ ）

41人以上480人以下の場合： $600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$

$$600 + 6 \times (359 - 40) = 2,514 \text{ m}^2$$

- 運動場の面積（ $\text{m}^2$ ）

241人以上720人以下の場合： $3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$

$$3,600 + 10 \times (359 - 240) = 4,790 \text{ m}^2$$

[トップ](#) > [教育](#) > [小学校、中学校、高等学校](#) > [学校設置基準](#) > 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

## 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

最終改正：平成十九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

### 小学校設置基準

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第二条 削除

#### 第三条 削除

#### 第二章 編制

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

### 第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域

の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第十六条の改正規定を除く。)並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する小学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改

正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

## 別表（第八条関係）

### イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

### ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

## お問い合わせ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

（初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）



[トップ](#) > [教育](#) > [小学校、中学校、高等学校](#) > [学校設置基準](#) > 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

## 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

### 中学校設置基準

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第二条 削除

#### 第三条 削除

#### 第二章 編制

(一学級の生徒数)

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

### 第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域

の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。)並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第一百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本

調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

## 別表（第八条関係）

### イ 校舎の面積

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

### ロ 運動場の面積

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

## お問い合わせ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

（初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）

碩田中学校区の新設校建設候補地に係る観点例(案)

視点	事項	観点例	荷揚町小学校地	中島小学校地	住吉小学校地	碩田中学校地
子どもの生命と教育	小中一貫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動の成果や課題</li> <li>・小中学校の連携の範囲</li> <li>・実施可能な形態</li> </ul> など				
	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される津波等の影響</li> <li>・地震、洪水、液状化等の影響</li> <li>・避難指定ビルの分布</li> </ul> など				
	通学環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学距離と通学時間</li> <li>・通学路の状況</li> <li>・子どもの見守り状況</li> </ul> など				
	校舎の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全及び避難所としての機能</li> <li>・校地を有効活用できる工夫</li> <li>・地域との連携を支える機能</li> </ul> など				
地域	コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり</li> <li>・校区における防災・避難対策</li> <li>・自治会活動への影響</li> </ul> など				
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設中の学校運営への影響</li> </ul> など				